高齢者等ふれあい戸別収集事業の概要

高齢化の進展や核家族化の進行に伴い、ごみ出しが困難となった高齢者や障害者の ごみ出し対策として新たな戸別収集制度を開始する。

ごみ収集を担当するクリーンセンターと健康福祉部が連携し、自ら家庭ごみを集積場所まで出すことが困難で、身近な人などの協力が得られない世帯を対象に、玄関先等の所定の場所までごみの戸別収集を行うとともに、ごみ出しが無い場合などには併せて安否確認を行う。

1 対象者の要件

対象となる世帯は、全ての世帯員が以下のいずれかに該当する世帯で、自ら家庭ご みを集積場所まで出すことが困難で、身近な人などの協力が得られない世帯

- (1)介護保険の認定が要介護2以上の人
- (2) 身体障害者手帳1級又は2級の人
- (3) 療育手帳 A の人
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級の人
- (5) 障害者総合支援法の対象となる難病の人
- ※ 親族、近隣者、ホームヘルパーやボランティア等の協力によりごみ出しが可能な 場合は対象としない。

2 申請方法等

- (1) 申請受付 随時受付 ※平成28年7月1日(金)から受付開始
- (2) 申請窓口 高齢者の人⇒高齢福祉課 障害者、難病の人⇒障害福祉課
- (3)審査

本人、ケアマネージャー、相談支援専門員等の福祉関係者などに、ごみ出しの 現状等についての聞き取り調査等を経て利用の可否を決定

- (4) 申請の流れ
 - ① 申請書の提出(申請窓口:高齢福祉課又は障害福祉課)
 - \downarrow
 - ② 申請基準を満たしているか審査
 - ③ 申請者宅にて現地調査(担当:クリーンセンター)
 - ④ ふれあい戸別収集開始

3 ごみの収集について

(1) 収集するごみ

燃やせるごみ(可燃ごみ)、プラスチック製容器包装、資源ごみ・危険ごみ、燃やせないごみ(不燃ごみ) ※ 粗大ごみは収集しない。

- (2) 収集回数
 - ・燃やせるごみ、プラスチック製容器包装 ・・・ 原則として週1回
 - ・資源ごみ・危険ごみ、燃やせないごみ ・・・ 原則として月1回
- (3) 収集場所 玄関先等の指定された場所
- (4) その他 ごみ出しが無い場合には、声かけ等の安否確認を実施する。